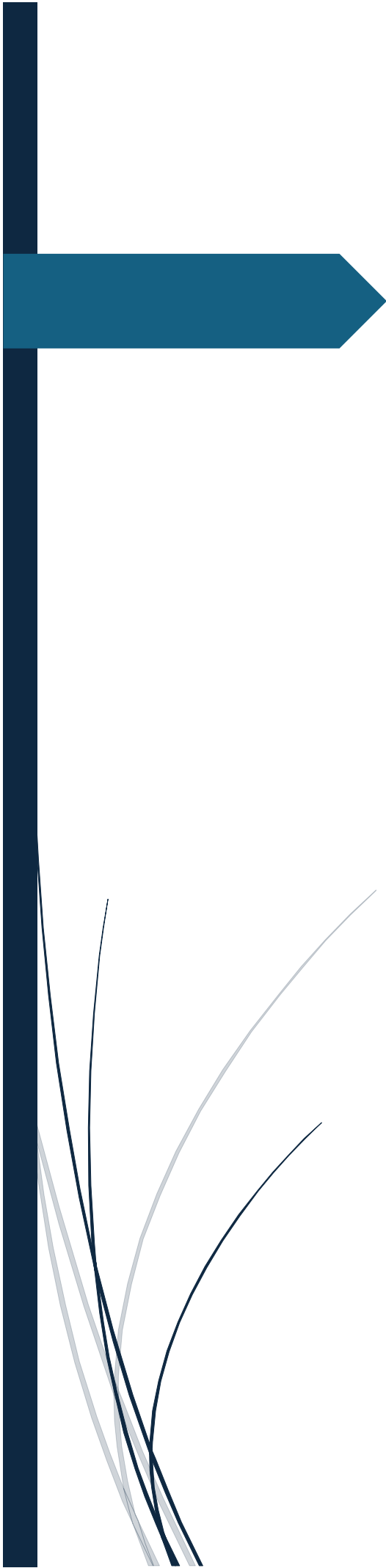




こども性暴力防止法に基づく 措置に関する規程

一般社団法人 一歩

こども性暴力防止法に基づく措置に関する規程

(教員等)

第1条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 管理者
- (4) 児童発達支援管理責任者
- (5) 主任
- (6) 保育士
- (7) 児童指導員
- (8) 指導員
- (9) その他報酬算定の対象として法令上規定される職員

(児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止)

第2条 職員は、こども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童等（こども性暴力防止法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
- (2) 児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (3) 刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）、第7条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第8条（児童買春等目的人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）若しくは第6条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）

(4) 児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童等をしてそのような行為をさせる事（前三号に掲げるものを除く。）。

イ) 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れる事（条例により禁止される痴漢行為を含む。）

ロ) 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）

(5) 児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをする事（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）

2 職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 児童等と私的な連絡先（SNSアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと。

(2) 私的に児童等と事業所外で会うこと。

(3) 必要以上に過度な接触を行う。（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）

(4) 必要以上に児童と2人きりになろうとする。（用務がないのに別室に呼び出す、寝かしつける際に特定の児童にだけ添い寝をする等）

(5) 児童の容姿等を過度に褒める。

(6) 不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる。

(7) 保護者の承諾がないまま、保護者不在時に児童の自宅で2人きりになる。

(8) 児童を自宅に招く。

(9) 私的な端末で、不必要にこどもの写真や動画を業務外の目的で撮影する。

(10) 不必要に児童にマッサージをする。

(11) 小学生以上の児童を必要以上に膝に乗せる、肩車をする、おんぶをする等。

(12) 更衣を伴う場面で、児童と従事者が2人きりで長時間不必要にトイレや更衣室等を利用する。

(13) 更衣をする場所を設けずに、不特定多数の人の目がある中で児童に更衣をさせる。

(14) 紙パンツ交換時に、必要以上にズボンの上から陰部を触ったりつかむように確認したり、紙パンツの中に手を入れて確認をする等、誤解を受けるような仕方で交換する。

(15) 排泄や着替え等において、児童が自らやりたい意思を示している中で、必要以上に介助に入る。

(16) 視覚障害や弱視など、誘導が必要な児童に対して、必要以上に距離が近い。

(17) 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする。

(18) その他前各号に準ずる児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為。

3 職員は、前二項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

(犯罪事実確認の手續に応じる義務)

第3条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手續等に対応しなければならない。

附 則

この就業規則は、令和8年10月15日に施行する。

この就業規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。